

## 駐留軍関係離職者等臨時措置法の期限延長に関する意見書

駐留軍関係離職者等臨時措置法は、去る平成25年に行われた有効期限の5年延長により、平成30年5月16日までとなっている。

法は、昭和33年の制定以来、昭和48年の関東計画等による、基地の統合・返還に伴って生じた多数の離職者対策を初めとして、必要に応じた施策を講じつつ、期限延長を続けてきたところである。

現在、在日米軍再編に伴う規模縮小が見込まれており、駐留軍労働者の離職対策は、重要性を増している。

よって、武蔵村山市議会は、国会及び政府に対し、駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限を延長し、日本人従業員の雇用安定確保及び離職者対策に万全を期すよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成29年6月21日

武蔵村山市議会議長

高山晃一

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	伊達忠一殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
総務大臣	高市早苗殿
外務大臣	岸田文雄殿
厚生労働大臣	塩崎恭久殿
防衛大臣	稲田朋美殿